

通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 報告書のポイント

平成19年12月6日

1 通信・放送法制の見直しの必要性

1. 情報通信社会の構造変化への対応

情報通信社会

メディア毎の物理的特性によって市場や利用形態が限定される「縦割り構造」



コンテンツとネットワークの自由な組合せが可能な「横割り型」のレイヤー構造

← 伝送路の融合

情報通信インフラの構築の進展
デジタル・IPによる技術革新

2. 市場の大括り化による自由な事業環境整備

従来の縦割りメディアを越えた横断的なビジネスモデルの構築による新サービス・新事業の創出。

3. 整合性・統一性のある利用者保護対策

デジタルディバイドや、メディアやサービス内容の相対化への実効性のある利用者保護策の必要性。

4. 急速な技術革新への対応

光化やIP化等の技術革新の進展の更なる加速。

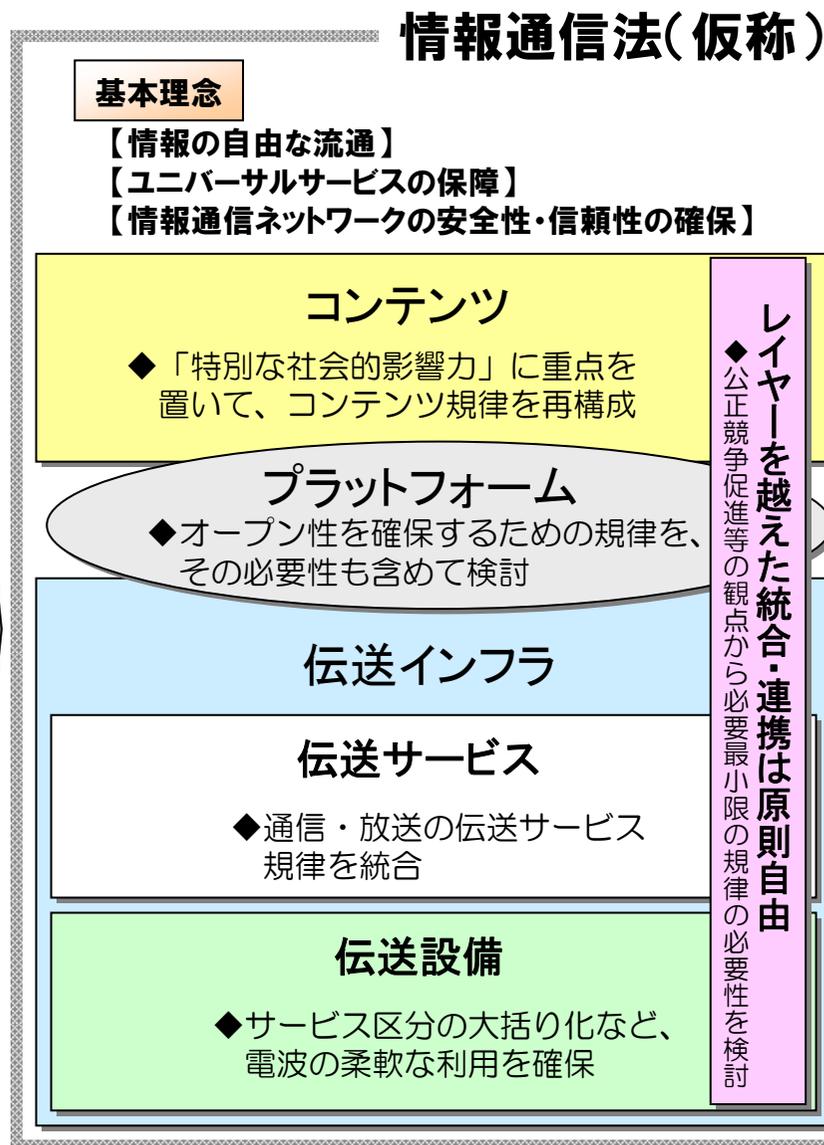
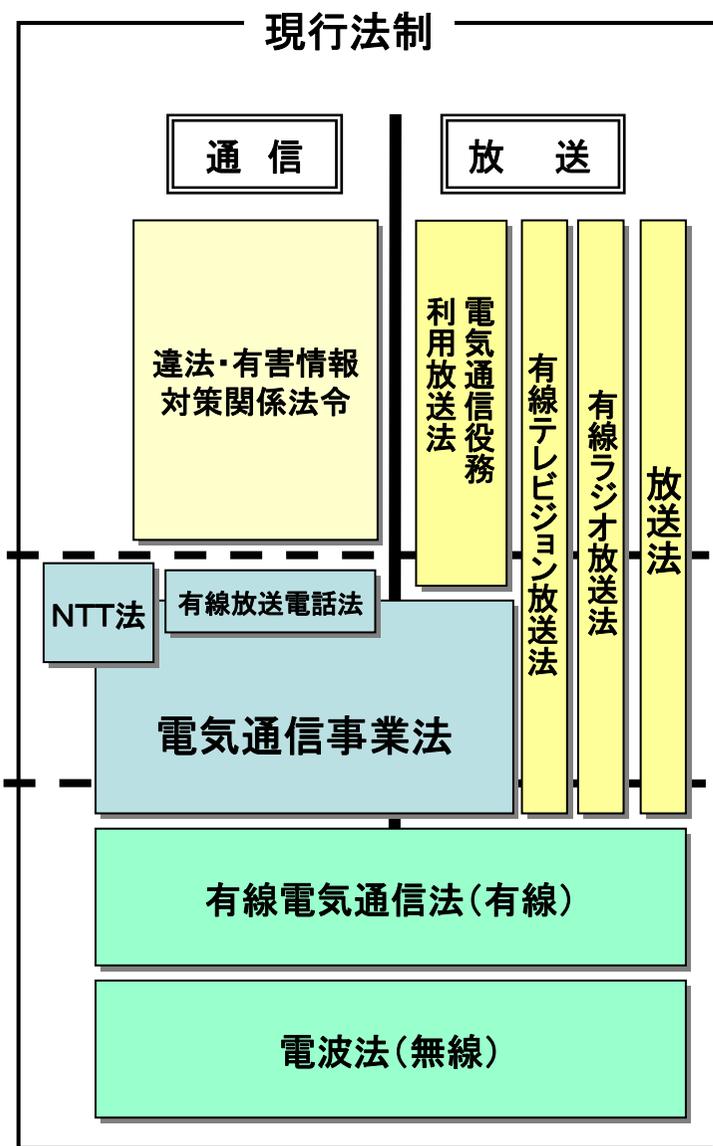
5. ネットワークの国際化への対応

情報通信のボーダレス化の進展と、インターネット上の違法・有害情報の問題、国際競争力強化の視点。

通信・放送法制の抜本的な見直しが必要

2 通信・放送法制の抜本的再編

- 現行法制を「縦割り」から「レイヤー構造」へ転換し、世界最先端の法体系へ。
- 現在の通信・放送法制を「情報通信法(仮称)」として一本化。



見直しの基本的な考え方

- ◆ 急速な技術革新に対応できる技術中立性を重視
- ◆ 規制を緩和・集約化して事業者の自由で多様な事業展開を可能に
- ◆ 情報通信に包括的に適用されるような利用者保護規定を整備

3 コンテンツに関する法体系の在り方

情報通信ネットワークを流通するコンテンツ

公然性を有しないもの

公然性を有するもの

「通信の秘密」を保障

(私信など特定人間の通信)

情報通信ネットワークを用いた「表現の自由」を保障

特別な社会的影響力を有しないもの

特別な社会的影響力を有するもの

「オープンメディアコンテンツ(仮称)」

- ・不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信(ホームページなど)

「メディアサービス(仮称)」(のコンテンツ)

- ・現行の放送
- ・今後登場が期待される放送に類比可能なコンテンツ配信サービス

特別な社会的影響力の程度に基づき類型化

【一般メディアサービス(仮称)】

- 原則として現行の放送規制を緩和。

【特別メディアサービス(仮称)】

- 現在の地上テレビ放送に対する規律を原則維持。

「特別な社会的影響力」とは、現在の放送が、直接かつ瞬時に、全国の不特定多数の視聴者に対し同報的に情報発信するメディアであることから有する、他の情報通信メディアと比較しても強い社会的影響力。

■「違法な情報」

- ・情報通信ネットワーク上で情報を流通させる全ての者が本来遵守すべき最低限の配慮事項を具体的な刑罰を伴わない形で整備。
- ・行政機関が直接関与しない形での対応を促進する枠組みを整備。

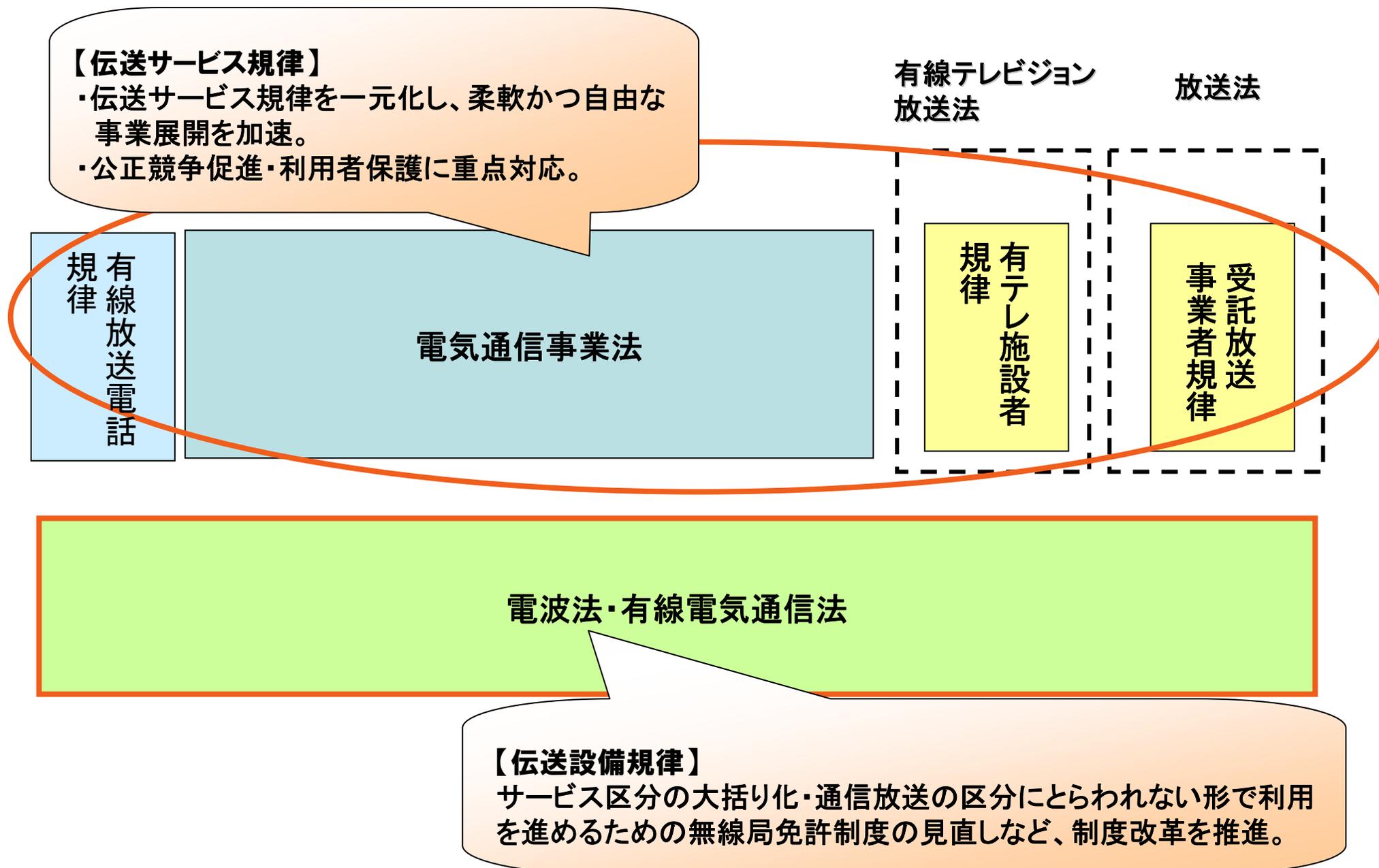
■「有害な情報」

- ・フィルタリングの提供の在り方等を検討。

・「特別な社会的影響力」の程度の判断指標としては、

- ◆①映像/音声/データといったコンテンツの種別、②画面の精細度といった当該サービスの品質③端末によるアクセスの容易性、④視聴者数、⑤有料・無料の区別
- ◆市場の寡占性及び当該市場における物理的なボトルネック性の有無及びその程度などが考えられる。
- ・類型化の指標は、恣意的な運用を排除するため、可能な限り外形的に判断可能なものとする必要があり、具体的には今後関係者の意見を聴取しつつ検討。

4 伝送インフラに関する法体系の在り方



5 プラットフォームに関する法体系、レイヤー間規律の在り方

■ プラットフォームに関する法体系の在り方

- ・現時点ではプラットフォームレイヤーを他のレイヤーから独立した規制として立法化する必要性は大きくはない。
- ・プラットフォームが新たなボトルネックとして「情報の自由な流通」を阻害するおそれがあることを踏まえ、不当な差別的取扱いの禁止などオープン性の確保のための措置について、その必要性も含めて検討。

※ プラットフォームとは、「物理的な電気通信設備と連携して多数の事業者間又は事業者と多数のユーザー間を仲介し、コンテンツ配信、電子商取引、公的サービス提供その他の情報の流通の円滑化及び安全性・利便性の向上を実現するサービス」と位置付け。

■ レイヤー間の規律の在り方

- ・事業者がレイヤーを超えた事業展開を進めることは原則自由。
- ・国民生活に不可欠な情報の流通やメディアの多元性の確保・公正競争促進のためのレイヤーを越えた取引規律及び垂直型兼営規律など、レイヤー間規律の整備の必要性について検討。

6 今後の検討について

■ 具体的制度設計

- ・可能な限り速やかに情報通信審議会に諮問するなど、新たな法体系の具体像について更なる検討の場を設けるべき。

■ 将来的課題

- ・著作権法制などの既存法制についても、関係府省が連携して、「包括的なユビキタスネット法制」として再設計する可能性について議論すべき。

(参考) 中間取りまとめからの変更点

- ・情報通信に包括的に適用されるような利用者保護規定の整備の必要性を追記。
- ・情報通信ネットワークを用いた「表現の自由」を保障すべきことを明記。
- ・違法な情報について行政機関が直接関与しない形での対応を促進する枠組みを整備する必要性を追記。
- ・現時点でプラットフォームレイヤーを他のレイヤーから独立した規制として立法化する必要性は大きくはない旨を追記。